

(その1)

収支報告書

令和5年分
開催分

(ふりがな)

ニッポンイシンノカイシユウギインサイタマケンダイハチセンキョクシブ

1 政治団体の名称 日本維新の会衆議院埼玉県第8選挙区支部

2 主たる事務所の所在地 埼玉県ふじみ野市鶴ヶ舞1-11-17-106

3 代表者の氏名 市野 一馬

4 会計責任者の氏名 市野 一馬

事務担当者の氏名

市野 一馬
(電話) 090-4728-1180

(電話)

(電話)

政治団体の区分

- ☐ 政党 ☐ 政治資金規正法第18条の2第1項
☒ 政党の支部 の規定による政治団体
☐ 政治資金団体 ☐ その他の政治団体
☐ その他の政治団体の支部

活動区域の区分

- ☐ 2以上の都道府県の区域等 ☒ 同一の都道府県の区域内

資金管理団体の指定の有無

- ☐ 有
☒ 無
公職の種類
(現職・候補者の別)

資金管理団体の届
出をした者の氏名

国会議員関係政治団体の区分

- ☒ 政治資金規正法第19条の7第1項
第1号に係る国会議員関係政治団体
☐ 政治資金規正法第19条の7第1項
第2号に係る国会議員関係政治団体

公職の候補者
の氏名 市野 一馬

公職の種類 衆議院議員
(現職・候補者の別) (候補者等)

公職の候補者
の氏名(2人目)

公職の種類
(現職・候補者の別)

公職の候補者
の氏名(3人目)

公職の種類
(現職・候補者の別)

資金管理団体の指定の期間

から
まで

(※複数の期間がある場合2つめ以降の期間)

国会議員関係政治団体に関する 特例の適用期間

令和5年 10月 6日 から 10月 6日
令和5年 12月 31日 まで

(※複数の期間がある場合2つめ以降の期間)

告示用コード

005490

団体コード

100803

収受

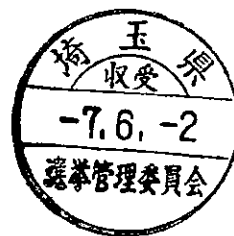
入力

枚数

10

15

0



(その2)

収 支 の 状 況

1 収支の総括表

収 入 総 額	1,500,800
(前年からの繰越額)	0
(本年の収入額)	1,500,800
支 出 総 額	1,498,970
翌年への繰越額	1,830

2 収入項目別金額の内訳

(1) 個人の負担する党費又は会費

金 額	
員 数 (党費又は会費を納入した人の数)	

(2) 寄 附

ア 寄附(イを除く。)の区分	金 額	備 考
(ア) 個人からの寄附	800	
(うち特定寄附)		
(イ) 法人その他の団体からの寄附	0	
(ウ) 政治団体からの寄附	0	
小 計 (ア) + (イ) + (ウ)	800	
(寄附のうち寄附のあっせんによるもの)	0	
イ 政党匿名寄附	0	
合 計 (ア + イ)	800	

(その5)

(5) 本部又は支部から供与された交付金に係る収入					
行番号	交付金を供与した本部又は支部の名称	金 額	年 月 日	大阪府 主たる事務所の所在地	備 考
1	日本維新の会 本部	1,500,000	R5/11/10	大阪府 大阪市中央区島之内1-17-16三栄長堀ビル	
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15					
	こ の 頁 の 小 計	1,500,000			
	合 計	1,500,000			

(その7)

(7) 寄 附 の 内 訳				寄附者の区分	1. 個人	
行番号	寄附者の氏名 (団体にあつては、その名称)	金 額	年 月 日	住所(団体にあつては、主たる事務所の所在地)	職業(団体にあつては、代表者の氏名)	備 考
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
	こ の 頁 の 小 計	0				
	そ の 他 の 寄 附	800				
	合 計	800				

(その13)

3 支出項目別金額の内訳

(1) 支出の総括表			
項 目	金 額	備 考	
		本部又は支部に対して 供与した交付金に係る支出	
1 経 常 経 費			
(1) 人 件 費			
(2) 光 熱 水 費	0		
(3) 備 品 ・ 消 耗 品 費	373,301		
(4) 事 務 所 費	90,159		
小 計	463,460	0	
2 政 治 活 動 費			
(1) 組 織 活 動 費	29,450		
(2) 選 挙 関 係 費	0		
(3) 機関紙誌の発行その他の事業費	981,860	0	
ア 機関紙誌の発行事業費	0		
イ 宣 伝 事 業 費	981,860		
ウ 政治資金パーティー開催事業費	0		
エ そ の 他 の 事 業 費	0		
(4) 調 査 研 究 費	24,200		
(5) 寄 附 ・ 交 付 金	0		
(6) そ の 他 の 経 費	0		
小 計	1,035,510	0	
合 計	1,498,970		

(その14)

(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳			項 目 別 区 分		3. 備品・消耗品費	
行番号	支 出 の 目 的	金 額	年 月 日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあつては、主たる事務所の所在地)	備 考
1	電話機代	189,800	R5/11/15	株式会社ノジマ	神奈川県横浜市西区南幸1丁目1番1号JR横浜タワー 26階	
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
こ の 頁 の 小 計		189,800				
そ の 他 の 支 出		183,501				
合 計		373,301				

(その14)

(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳			項 目 別 区 分		4. 事務所費	
行番号	支 出 の 目 的	金 額	年 月 日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備 考
1	賃借料（12月分）	- 33,320	R5/12/11	株式会社渡辺住研	埼玉県富士見市鶴馬2608-7	
2	通信電話使用料（10月分）	- 17,729	R5/11/27	KDDI株式会社	東京都千代田区飯田橋3丁目10番10号 ガーデンエアタワー	
3	通信電話使用料（10月分）	- 20,283	R5/11/27	ソフトバンク株式会社	東京都港区海岸一丁目7番1号	
4	通信電話使用料（11月分）	- 17,937	R5/12/25	KDDI株式会社	東京都千代田区飯田橋3丁目10番10号 ガーデンエアタワー	
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
	こ の 頁 の 小 計	- 89,269				
	そ の 他 の 支 出	890				
	合 計	- 90,159				

(その15)

(3) 政治活動費の内訳			項 目 別 区 分		1. 組織活動費	
					交通費	
行番号	支 出 の 目 的	金 額	年 月 日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあっては、主 たる事務所の所在地)	備 考
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
	こ の 頁 の 小 計	0				
	そ の 他 の 支 出	29,450				
	合 計	29,450				

(その15)

(3) 政治活動費の内訳			項 目 別 区 分		4. 宣伝事業費	
行番号	支 出 の 目 的	金 額	年 月 日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	宣伝広告費	備 考
					支出を受けた者の住所(団体にあつては、主たる事務所の所在地)	
1	のぼり及び名刺デザイン	56,430	R5/11/13	合同会社IT政策調査研究所	東京都新宿区西新宿6丁目5-1新宿アイランドタワー20階	
2	チラシ折込	83,160	R5/11/16	株式会社 Rise Agency	東京都港区三田3-7-18ザ・イトヤマタワー 10F	
3	ポスター掲示作業	330,000	R5/11/20	僕俺株式会社	東京都豊島区東池袋5-23-10	
4	ウェブサイト構築	220,000	R5/12/15	合同会社森羅	埼玉県富士見市鶴馬1-14-19	
5	ポスター印刷等	292,270	R5/12/27	合同会社IT政策調査研究所	東京都新宿区西新宿6丁目5-1新宿アイランドタワー20階	
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
	こ の 頁 の 小 計	981,860				
	そ の 他 の 支 出	0				
	合 計	981,860				

(その15)

(3) 政治活動費の内訳			項 目 別 区 分		7. 調査研究費	
行番号	支 出 の 目 的	金 額	年 月 日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	調査費	備 考
					支出を受けた者の住所(団体にあつては、主たる事務所の所在地)	
1	住宅地図購入	24, 200	R5/11/21	株式会社ゼンリン	東京都千代田区神田淡路町2丁目101番地 ワテラスタワー	
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
	こ の 頁 の 小 計	24, 200				

(その15)

(3) 政治活動費の内訳			項 目 別 区 分		7. 調査研究費	
					調査費	
行番号	支 出 の 目 的	金 額	年 月 日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあっては、主 たる事務所の所在地)	備 考
14						
15						
	こ の 頁 の 小 計	0				
	そ の 他 の 支 出	0				
	合 計	24,200				

(その17)

資 産 等 の 状 況

1 資産等の総括表

資 産 等 の 有 無			
資 産 等 の 項 目 別 区 分	有	無	備 考
ア 土 地	☐	☒	
イ 建 物	☐	☒	
ウ 建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権	☐	☒	
エ 取 得 の 価 額 が 100 万 円 を 超 え る 動 産	☐	☒	
オ 預 金 (普 通 預 金 及 び 当 座 預 金 を 除 く 。) 又 は 貯 金 (普 通 貯 金 を 除 く 。)	☐	☒	
カ 金 銭 信 託	☐	☒	
キ 有 価 証 券	☐	☒	
ク 出 資 に よ る 権 利	☐	☒	
ケ 貸付先ごとの残高が100万円を超える貸付金	☐	☒	
コ 支払われた金額が100万円を超える敷金	☐	☒	
サ 取得の価額が100万円を超える施設の利用に関する権利	☐	☒	
シ 借入先ごとの残高が100万円を超える借入金	☐	☒	

宣 誓 書

添付書類（別添のとおり）

- ☒ 1 領収書等の写し
- ☐ 2 監査意見書（政党及び政治資金団体に限る。）
- ☒ 3 政治資金監査報告書（国会議員関係政治団体に限る。）

この報告書は、政治資金規正法に従って作成したものであって、真実に相違ありません。

令和7年 5月 30日

政治団体の名称 日本維新の会衆議院埼玉県第8選挙区支部

会計責任者の氏名 市野 一馬



代表者の氏名 (代表者については解散時のみ記入すること)

政治資金監査報告書

令和 7 年 5 月 19 日

日本維新の会衆議院埼玉県第8選挙区支部

代表 市野 一馬 殿

登録政治資金監査人

登録番号 第 6098 号

研修修了年月日 令和 6 年 3 月 19 日

浅川 希 

1 監査の概要

(1)私は、政治資金規正法(以下「法」という。)第19条の13第1項の規定に基づき、日本維新の会衆議院埼玉県第8選挙区支部の令和5年に係る法第12条第1項に規定する収支報告書のすべての期間を対象として、当該収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書(支出の目的が記載された振込明細書の写しを含む。以下同じ。)について、支出に関する政治資金監査を行った。

(2)この政治資金監査は、法第19条の13第2項に定めるところにより政治資金適正化委員会が定める「政治資金監査に関する具体的な指針」(以下「政治資金監査マニュアル」という。)に基づき行った。

(3)私の責任は、外部性を有する第三者として、国会議員関係政治団体の会計責任者の作成又は徴取した収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書について、政治資金監査マニュアルに基づき政治資金監査を行った結果を報告することにある。

(4)この政治資金監査は、日本維新の会衆議院埼玉県第8選挙区支部の主たる事務所において行った。

2 監査の結果

私を実施した政治資金監査の結果は、以下のとおりである。

(1)法第19条の13第2項第1号に規定する事項について、会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書が保存されていた。

(2)法第19条の13第2項第2号に規定する事項について、会計帳簿には、当該国会議員関係政治団体に係るその年における支出の状況が記載され、かつ、当該国会議員関係政治団体の会計責任者が当該会計帳簿を備えていた。

(3) 法第19条の13第2項第3号に規定する事項について、法第12条第1項に規定する収支報告書は、会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書に基づいて支出の状況が表示されていた。

(4) 法第19条の13第2項第4号に規定する事項について、領収書等を徴し難かった支出の明細書及び振込明細書に係る支出目的書は、会計帳簿に基づいて記載されていた。

3 業務制限

日本維新の会衆議院埼玉県第8選挙区支部と私との間には、法第19条の13第5項の規定に違反する事実はない。